

## 今後の個人情報保護審議会の運営について

### 1 会議の開催方法

令和4年度以降の開催方法について、全体会及び各部会それぞれにおいて、参集又はウェブ会議の方法のいずれにより開催することとするか、検討いただきたい。

### 2 審議資料について

審議を迅速に行うために、審議資料は審議会事務局よりメール又は大容量ファイル送信サービスを利用して（パスワード設定）事前送付する。

また、審査請求に係る諮問審議については、「諮問書及び対象文書」を紙資料とし、レターパック等追跡できる方法により各委員に事前送付する。

送付した資料の取扱いについては、資料5-2「大阪市個人情報保護審議会に係る各種資料の送付について」のとおり。

※個人情報保護条例第59条第6項の規定により、審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、職を退いた後も同様です。同項の規定に違反して秘密を洩らした場合は、罰則の規定があります（個人情報保護条例第78条）。

### 3 審議会ペーパーレス化について（全体会における審議を除く）

市役所本庁舎で審議会を行う場合、原則紙資料の机上配付は行わない。ただし、対象文書が大量である場合などについては、紙資料も併用して審議を行う。